

静岡県介護等の体験実施取扱概要書

静岡県教育委員会

第1章 総 則

(目的)

第1条 この概要書は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の認定課程をもつ大学、短期大学及び教員養成機関（以下「大学等」という。）において実施する小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）（以下「法」という。）に基づく教育職員免許状取得のための介護等の体験（以下「介護等の体験」という。）の取扱いに必要な事項を定め、もって、静岡県内の特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設（法第2条第1項に規定する施設をいう。以下「福祉施設等」という。）における介護等の体験の適正な運営を図ることを目的とする。

(介護等の体験実施の要件)

第2条 次の各号の一に該当する大学等は、静岡県内の特別支援学校又は福祉施設等で介護等の体験を実施することができる。

- (1) 静岡県内の大学等
- (2) 静岡県を帰省先とする学生が在籍する首都圏、近畿圏及び中京圏に在る大学等
- (3) 前2号に定めるもののほか、静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）が特に必要があると認めた大学等

(介護等の体験者の資格)

第3条 特別支援学校及び福祉施設等において介護等の体験ができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 前条に規定する大学等に在籍するものであること。
 - (2) 原則として大学等の最高学年に在学し、若しくはこれと同等以上で、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の取得見込みが確実な者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、介護等の体験ができる者から除く。
- (1) 伝染のおそれのある疾病又は介護等の体験を行う上で妨げとなる疾患のある者
 - (2) 特別支援学校又は福祉施設等の正常な活動を妨げるおそれのある者

(介護等の体験期間)

第4条 介護等の体験の期間は、7日間とする。

- 2 前項に定める期間の内訳は、原則として、福祉施設等において5日間、特別支援学校において2日間実施するものとする。
- 3 第2条第1項第2号に在籍する体験希望者は、当分の間、原則として夏期休業中等の期間を体験実施期間とする。

第2章 介護等の体験の申請手続

(実施申請手続)

第5条 大学等は、特別支援学校及び福祉施設等で介護等の体験を実施しようとするときは、介護等の体験ができる者を第3条の規定に従い確定し、実施承認申請書を、特別支援学校での体験にあつては県教委に、福祉施設等での体験にあつては静岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に提出しなければならない。

2 県教委又は県社協は、申請書に基づき、手続に必要な書類を大学等に交付する。

(受入時期、受入校及び受入施設の調整)

第6条 県教委又は県社協は、大学等から前条の申請が提出されたとき、必要に応じ介護等の体験のできる者の受入れの時期及び受入れを行う特別支援学校又は福祉施設等の調整を行うものとする。

(体験者の派遣手続)

第7条 大学等は、第5条第2項により交付された書類に従い、体験開始3週間前までに、特別支援学校又は福祉施設等ごとに派遣手続きを完了させる。

(介護等の体験の辞退等の届出)

第8条 介護等の体験の時期の変更、特別支援学校若しくは福祉施設等の変更又は体験の辞退をしようとするときは、大学等は、体験開始1週間前までに、変更届（様式第1号）を県教委又は県社協に提出しなければならない。

第3章 介護等の体験の指導

(事前、事後の指導)

第9条 大学等は、介護等の体験を担当する教員を置き、介護等の体験ができる者の事前指導及び事後指導にあたりるとともに、当該特別支援学校及び当該福祉施設等との連絡等にあたらなければならない。

2 介護等の体験を実施する特別支援学校及び福祉施設等は、担当者を定め、介護等の体験者の指導にあたりるとともに体験等の実施状況を把握し、大学等の指導に資するための情報を大学等に提供するものとする。

(体験者の責務)

第10条 介護等の体験をする者は、大学等並びに特別支援学校及び福祉施設等の指導に従わなければならない。

(事故発生の責任)

第11条 介護等の体験者及び大学等は、体験者が体験実施特別支援学校又は福祉施設等において、発生させた事故については、原則としてその責任を負わなければならない。

2 特別支援学校又は福祉施設等は、体験実施特別支援学校又は福祉施設等において、体験者等に対して発生させた事故については、原則としてその責任を負わなければならない。

- 3 大学等及び特別支援学校又は福祉施設等は、特別支援学校又は福祉施設等において事故の発生があったときは、大学等及び特別支援学校にあつては県教委に、大学等及び福祉施設等にあつては県社協に、すみやかに事故の状況を報告しなければならない。

第4章 介護等の体験の取消し

(介護等の体験の取消し)

第12条 特別支援学校及び福祉施設等は、介護等の体験の適正な運営を確保するため、大学等又は体験者に次の各号の一に該当する行為があったと認めたときは、体験を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する資格を欠く者を派遣したとき。
- (2) 第10条の規定に違反する行為があったとき。
- (3) その他、県教委、県社協、特別支援学校の校長又は福祉施設等の長が不適切な行為があったと認める場合

- 2 特別支援学校及び福祉施設等は、体験を取り消した場合、介護等の体験の取消（様式第2号）により県教委又は県社協に報告する。

第5章 関係者の責務

(関係者の責務)

第13条 関係者は、介護等の体験が円滑に行われるよう、それぞれ適切な配慮をするとともに必要な役割を果たし、相互に協力しなければならない。

第6章 介護等体験の証明書の発行等

(証明書の発行原簿の作成)

第14条 特別支援学校及び福祉施設等は、介護等を体験した者に係る証明書の発行原簿を作成し、介護等の体験が行われた後、4年保管する。

(証明書の発行)

第15条 特別支援学校及び福祉施設等は、介護等の体験者に小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第4条第3項に規定する証明書（様式第3号）を発行する。

(証明書の写等)

第16条 大学等は、介護等の体験者名簿及び証明書の写を保管しなければならない。

第7章 雑則

(費用の徴収)

第17条 介護等の体験に係る費用は、介護等の体験者の負担とし、これを徴収することができる。

- 2 費用の徴収については、県教委又は県社協の定めるところによる。

(保険への加入)

第 18 条 介護等の体験をする者は、介護等の体験に係る保険に加入しなければならない。

(調査)

第 19 条 県教委は、介護等の体験の実施状況について必要があるときは大学等から報告を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第 20 条 介護等の体験で取得した個人情報は、介護等の体験以外の目的で利用したり、提供したりしてはならない。

(その他)

第 21 条 この概要書で定めるもののほか、介護等の体験に関し必要な事項は、特別支援学校での体験に関することは県教委、社会福祉施設での体験に関することは県社協が定める。

附 則

この概要書は平成 31 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3 年 11 月 8 日から施行し、令和 4 年度実施分から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度実施分から適用する。
- 2 この概要書の施行の際、改正前の概要書の規定により作成された証明書は、令和 6 年度中に限り、改正後の概要書の規定により作成された証明書と見なす。

附 則

この改正は、令和 6 年 12 月 26 日から施行し、令和 7 年度実施分から適用する。